

平成 2 6 年 第 2 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 6 年 1 月 2 8 日（火）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	松原秀成
委員長職務代理者	尾上郁子
委員	石井正治
委員	上野操
委員（教育長）	浅野潤一

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	住田雅一
	指導室長兼教育研究所長	松井慎一
	学校施設担当課長	佐藤弥栄
	統括指導主事	浜田真二

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸山継典
	同 主査	飯田常雄

	<p>開 会 時 刻 午後 1 時</p> <p>松原委員長 ただいまから、平成 26 年第 2 回教育委員会定例会を開催します。本日は傍聴がゼロということでございますので、教育委員会へ進みたいと思います。</p> <p>日程第 1、署名委員を決定します。上野委員と浅野委員にお願いします。</p> <p>日程第 2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、第 3 号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてを議題とします。これは教育に関する予算、条例案について、平成 26 年第 1 回江戸川区議会定例会で審議するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取されたものです。本件は議会に上程される前の予算案、条例案に関するものであり、政策形成過程である案件であることから、第 13 条により秘密会として審議したいと思います。</p> <p>また、続く第 4 号議案、教職員の服務については人事に関する案件でありますので、それぞれ秘密会として審議したいと思います。この発議に賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
委 員 長	<p>それでは、賛成多数と認めます。これにより会議は秘密会となります。</p> <p>なお、第 3 号議案については議案が議会に上程された後に、議事録の公開を可能とします。それでは、ご説明をお願いいたします。</p> <p>〔第 3 号議案にかかる審議 政策形成過程終了につき公開〕</p>
柴田 教育推進課長	<p>第 3 号議案、教育に関する事務の議案についての区長からの意見聴取についてでございます。多田正見区長より江戸川区教育委員会委員長、松原委員長宛てに意見の聴取という文書が 1 枚目につけさせていただいております。</p> <p>こちらにありますとおり、記書きのところを読み上げさせていただきます。平成 26 年度江戸川区一般会計予算中教育の事務に関する部分。2、平成 25 年度江戸川区一般会計補正予算中、教育の事務に関する部分。3、江戸川区立学校設備使用条例の一部を改正する条例。4、江戸川区立林間学校条例の一部を改正する条例。5、江戸川区立図書館条例の一部を改正する条例。6、一之江名主屋敷条例の一部を改正する条例。以上 6 点についての意見聴取でございます。</p> <p>1 枚おめくりいただきまして、1 点目の平成 26 年度当初予算案でござい</p>

ます。予算規模でございますが、一般会計平成26年度2,202億300万、平成25年度が2,156億2,200万、増減額45億8,100万、増減率2.1%というものでございます。

特別会計につきましては、1,180億9,200万、平成25年度は1,153億1,100万、増減額27億8,100万、2.4%の増でございます。

一般会計、特別会計合わせまして、3,382億9,500万、平成25年度が3,309億3,300万、増減額が73億6,200万と、2.2%の増となっております。

2番目に、このうちの歳出につきまして、一般会計の歳出でございますが、教育費を支出してございます。227億4,200万円が平成26年度当初予算、平成25年度が259億8,500万、増減額マイナス32億4,400万、増減率マイナス12.5%というものであります。

裏面から平成26年度の教育委員会の重点事業項目を一覧で載せさせていただいております。それぞれそのような項目の中で、来年度の重点事業として上げさせていただいております。こちらを読み上げるのは省略させていただきますが、お目通しをいただければと思います。

その裏面になりますけれども、平成26年度の教育費の当初予算ということでございます。この中から抽出したものであります。

歳入につきましては、総額13億3,089万2,000円、見積額でございます。前年比マイナス4億3,393万4,000円、前年に比較いたしまして75.4%の歳入の予算でございます。

歳出につきましては、項というところで教育総務費、そして小学校費、中学校費、校外施設費、幼稚園費ということで、小計として182億255万6,000円、前年比マイナス31億9,720万6,000円、比較しまして85.1%でございます。これの下に給与費と書いてございます。こちらが同じくマイナスの4,635万1,000円、前年比で99%、合計で227億4,186万9,000円、前年比32億4,355万7,000円の減、87.5%という歳出の予算を計上させていただいております。

それぞれ右側の欄には、主な内容について記載をさせていただいております。米印には、主な新規拡充事業として載せさせていただいております。以上、当初予算の案につきまして説明をさせていただきました。

続きまして、次の案件の2点目でございます。平成25年度第6号補正概要、教育費の案でございます。

歳入の欄でございますが、教育費負担金、教育費補助金、そして雑入とい

うことで計上をさせていただいております。それぞれ今回の補正前の予算額で、今回の補正額の金額で合わせまして合計額という記載になってございます。

歳出の欄でございますが、教育総務費、小学校費、中学校費、今回補正がされなかったものの額ということで、教育費の合計が補正前の予算額に対しましてマイナス6億1,292万2,000円のマイナスの補正を組ませていただいております。

続いての繰越明許費でございますが、これは小学校費のものでございます。以上、今回の補正案でございますが、これが差しかえになった教育費の歳出が、合わせましてこのような措置にさせていただいております。これは25年度の補正予算の数でございます。

続きまして、3点目から6点目の条例の改正についてでございます。これは、今回の平成26年4月1日より導入されます消費税の8%の引き上げに伴う使用料の改定に伴う条例改正でございます。新旧対照表をつけさせていただいております。

1点目の江戸川区立学校設備使用条例につきましては、全体の、この今回の消費税の考え方でございますが、これまで5%の消費税につきまして施設使用料等に関しましては、これまで内税といいますが、区が負担をしていたということでございます。

ですので、今回の区の考え方としましては、8%になることによる3%の上乗せの分は、全て転嫁をするという原則でございます。ですので、これまでの使用料につきましては5%分を含んでいるということでございますので、この金額から本来の課税前の額を算出したしまして、これについて108%ということで算出したものであります。10円未満につきましては、四捨五入をして算出してあります。

1点目の学校設備使用条例につきましては、これまで400円でありました右側の屋内運動場体育館の400円につきまして、108%の計算によりまして、10円が加算されます。410円ということでの改正でございます。同じく篠崎小学校の多目的室の200円、これにつきましても108%によりまして、10円の増ということでの改正でございます。

なお、付則につきましては、こうした使用の使用料につきましては、3月いっぱいまでに申し込みをして使用料を支払ったものにつきましては、4月から108%になった分の使用につきましても3%上乗せ分は徴収しないということでございます。それを、この付則によりまして記載をさせていただいているものです。

	<p>本来ですと、前払いをしたとしても使用するときに4月以降ですと、その加算分3%分は支払うというのが原則なのですが、公共施設につきましては特例ということで、加算しなくてもいいということになってございます。そこでの記載でございます。</p> <p>この条例改正の2点目につきましては、江戸川区立林間学校の条例、こちらについても右側の旧の700円から720円、600円から620円、それぞれ増額となっております。付則についても同様でございます。</p> <p>3点目の江戸川区立図書館の条例につきましても、それぞれのこれまでの料金の108%という計算で、それぞれ改定をするというものであります。</p> <p>図書館の点のもう1点追加でございますが、3ページとページを打たせていただいております新のところで、1の赤字で下線で示させていただいている部分が改正点でございますが、これまで1時間という単位での使用の承認をしていたものを今回、これに合わせて30分単位で利用を承認するというものになったもので、それを記載したものであります。その場合の規定の利用料金の5割を徴収するということがあわせて記載してございます。この点が、図書館の条例の変更点であります。</p> <p>最後に、一之江名主屋敷の条例でございますが、こちらは施設使用料としまして、これは貸し切りの利用についてでございます。規定としては貸し切りを承認するという規定になっておりまして、こちらが2,000円から2,060円への改定ということになります。あわせまして、付則にも、同様の記載をさせていただいているところであります。以上、3号議案につきまして、よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>1から6までございますけれども、案件が多いので1と2でご質問、ご意見をまとめさせていただきたいと思っております。1と2で何かご意見、ご質問があればお願いします。</p>
石井委員	<p>26年度の教育費当初予算について質問があるのですが、歳出の部分で小学校費が前年比77.3%となっておりますが、それだけ減少した理由というのは、どんなことがあるのでしょうか。</p>
佐藤学校施設担当課長	<p>主に26年度につきましては学校の工事の関係で、26年度から工事に入る学校がないところがありまして、その関係で減っているというのが大きな要因かと思っております。</p>

石井委員	なるほど、ありがとうございます。
委員長	よろしいですか。他に何か。
石井委員	もう1点だけ。同じく当初予算の歳入なのですが、国庫支出金が66.7%になっているというのは、これはどういった理由でしょうか。
学校施設担当課長	校数の関係で、先ほどの額と同じなのですが、補助金もその申請で上げていくところがありますので、今回申請の部分で校数的な部分も減ってきているところがありますので、その部分で減っているということと考えております。
浅野教育長	備品もあるでしょう。
住田学務課長	額的には全然低い。
教育長	8,000万ぐらいあるんじゃないの。
学務課長	理科観察実験支援事業国庫補助金についても、本年度はかなり増額の国の予算ということでたくさん買わせていただいたのですが、来年度は、それに伴いゼロになっていますので、その分も、この国庫支出金のところの減に影響を与えているというような形になります。
委員長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。 それでは、3から6は消費税が上がった分の改正というふうに載っています。ここで何かご意見、ご質問があればお願いします。
石井委員	江戸川区図書館条例の一部を改正する条例に関連してお聞きしたいのですが、30分単位で借りられるということになりますと、今、江戸川区の設備って、えどネットでもって借りることができるようになっているのですが、そのえどネットの借りる方式も、30分ごとに借りられるような、そういうことを4月1日から導入するというところでよろしいでしょうか。
教育推進課長	こちらは、既にえどネットの申し込みの方法をとっておりますので、そちらのほうも、その図書館の部分に関して、そのように導入されるということ

	です。
石井委員	そうですか、ありがとうございます。
委員長	他にいかがでしょうか。 それでは他になければ、1から6の第3号議案の意見聴取に関しては、異議なしと決定してよろしいでしょうか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
委員長	それでは異議なしと決定し、区長にその旨を回答いたします。 続いて、第4号議案を審議します。事務局から説明をお願いいたします。
	〔第4号議案 秘密会により審議〕
委員長	次に第5号議案、学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてを審議いたします。内容につきまして、事務局から説明をお願いします。
教育推進課長	第5号議案、学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてでございます。新旧対照表をお手元にお配りしてございます。今回のこの規程の改正につきましては、東京都の条例で職員の結核休養に関する条例が廃止となりました。これに伴いまして、その条例を引用しておりました学校職員の出勤簿整理規程の改定を行うものであります。 右側に旧の規定が記載してございます。別表(第5条関係)ということで、これは休暇等の出勤簿への表示の仕方を規定した別表でございます。これまでこの40号の中で職員の結核休養に関する条例の規定による休養については、「結休」というような形での出勤簿整理をするという規定になってございました。この条例、都条例が廃止になりましたので、この部分を削除するという改正でございます。
委員長	この件につきまして、何かご意見、ご質問があればお願いいたします。
石井委員	ちょっといろいろなことを確認したいのですが、結核はまだかかっている方も多い病気でありまして、そうすると結核にかかると病欠扱いになって休職をする。休職をすると、例えば1年半なら1年半休職をすると、もうそれ

教育推進課長	<p>以上は休職できないから、そこで職を失うというようなことになってくると思うのですが、多分、ここで書かれている旧のところは、そういう職を失うということがないようにというような、そういう特例だと思うのですが、そこら辺のところはいかがでしょうか。</p> <p>結核の休職と他の休職とあえて分けずに表示をしようと、そういう規程だというふうに考えています。結核休養条例がなくなったというのは、他の病気と分けないのではないかというふうに理解をしております。教育公務員特例法の規定による休職というところの部分は、残るということだと思います。</p>
委員 長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>他になければ、第5号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>それでは、原案のとおり決定といたします。</p> <p>次に、第6号議案、通学区域の変更についてを審議いたします。内容につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
学 務 課 長	<p>通学区域の変更についてということであります。これから2月から3月にかけて、保護者等に説明をしたいと思いますので、まずは、この教育委員会で方向性をお決めいただければということで、議案としてお出ししました。</p> <p>中身について説明をさせていただきます。地図をごらんいただきたいのですが、船堀街道の東側にあたる松江三、四丁目を東小松川小学校から西一之江小学校の通学区域に変更するというものであります。</p> <p>変更の予定日については、平成27年4月に入学する新1年生から適用するというので、こちらの通学区域変更の目的というのは、東小松川小学校の児童数が今後増加を続けるということで、収容能力を上回ってしまうというような推計が出たものですから、それを防ぐために行うというような形になります。</p> <p>なお、一定期間の激変の緩和措置等を導入したいと考えているところであります。以上です。</p>
委員 長	<p>何かご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>特にございませんでしょうか。それでは、第6号議案は原案のとおり決定</p>

<p>委員 長</p>	<p>してよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>それでは、決定といたします。</p> <p>続いて日程第3になります。教育関係事務報告にまいります。事務局から報告をお願いします。</p>
<p>教育推進課長</p>	<p>1点目の報告でございます。平成24年度教育委員会事務事業の点検・評価につきまして、さきの12月10日の第23回定例会のときにご決定をいただいたものでございます。そのご決定をいただいた上で、学識経験者からの意見聴取を行いました。その結果が、こちらにお示ししたものでございます。ご決定いただいたものに対する、それぞれ学識経験者の意見ということで、事業ごとに外部評価の欄にAまたはBというような評価をいただいたものでございます。このとおりの結果が届いてございます。</p> <p>この上で、このご承認ということでした結果につきましては、区議会に報告をさせていただいた上で、公表をするというものでございます。よろしくをお願いします。</p>
<p>委員 長</p>	<p>感想という形になりますけれども。</p> <p>14ページの教育相談のところなのですが、最初のご意見のところ、下から2行目なのですが、不登校生徒、児童・生徒の対応は各学校における課題にもなっており、一層の連携という、本当にここに尽きるのだろうかというふうに、私も率直に思います。いいご意見だなと思います。</p> <p>よろしいでしょうか、それでは、ただいまの報告を了承といたしたいと思います。</p> <p>では、学務課から1件お願いします。</p>
<p>学務課長</p>	<p>昨年の秋に抽せんを行った小学校の学校選択制の補欠登録者の繰り上げの結果が出ましたので、報告をさせていただきたいと思います。今回は抽せん校は4校ということで、この表にある学校が抽せんを行いまして、それぞれすぐ右側の補欠登録者数の登録者が1番からずっと番号をつけて補欠登録されていたというような状況であります。</p> <p>小学校のほうは私立小学校とか国立等の関係については、中学校よりも早目に結果が出るものですから、それに基づいて各学校長と相談して、繰り上</p>

委員 長	<p>げられる部分を繰り上げたということであります。船堀小学校を除く松江小学校、第六葛西小学校、上小岩小学校については、補欠登録者は転出したり私立に行く子を除いて、全員繰り上げが可能になったということであります。</p> <p>ただし船堀小学校については、1年生が通学区域の子どもでかなりぎりぎりの状態であったために、15人補欠登録していたうち、私立とか、あるいは転出で6名が他に出ていったのですけれども、残った9名は繰り上げができなかったということになりました。結果としては、以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。何かご質問があればお願いします。</p> <p>よろしいでしょうか、それではただいまの報告を了承といたします。</p> <p>その他、何かありますでしょうか。</p> <p>それでは以上をもちまして、平成26年第2回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。</p> <p>閉会時刻 午後1時56分</p>
------	--